

第3期周防大島町特定健康診査等実施計画(案)概要

序章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨

生活習慣病の抑制・防止を目的として実施する特定健康診査等の円滑な実施のため第3期周防大島町特定健康診査等実施計画を策定する

2 基本的な考え方

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣病を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍を減少させることを目的とする。また、ロコモティブシンドローム(※1)やフレイル(※2)等の予防・改善に取り組むなど、年齢層を考慮した健診・保健指導を行う

3 計画の性格

「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条に規定する特定健康診査等基本方針に基づき定める計画

4 計画の期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

第1章 周防大島町国民健康保険の現状

1 国民健康保険の現況

(1) 加入者の状況

被保険者数: 5,561人(平成28年度末)
加入率: 32.6%(人口: 17,030人)

(2) 医療費の状況

○被保険者一人当たりの医療費が全国、県より高い
(本町: 約48万円 県: 約44万円 全国: 約35万円)

2 疾病等の状況

(1) 疾病別医療の状況

- 循環器系の疾患、消化器系の疾患のレセプト件数が比較的多い(上位)
- 新生物、精神及び行動の障害、循環器系の疾患の医療費が上位を占める(高額)
(疾病分類別統計表(改訂版)平成29年5月診療分より)

(2) 死亡原因

○本町の死亡原因は新生物、心疾患、呼吸器系の疾患の順に多い。(平成27年人口動態統計等)

※1: 身体を動かすのに必要な器官に障害がおこり、自分で移動する能力が低下して要介護になる危険度が高い運動器症候群

※2: 加齢とともに心身の活力が低下し複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態

第2章 特定健康診査及び特定保健指導の現状と評価

1 特定健康診査の状況

(1) 特定健康診査受診率

受診率(町): 23.9%(平成28年度法定報告)
受診率(県): 26.3%(平成28年度法定報告)
受診率(国): 36.6%(平成28年度法定報告速報値)

(2) 受診者の傾向

○若年層及び新規資格取得者の受診率が低い

(3) 特定健康診査連続受診等の状況

○平成25年度から平成28年度までの間の受診有資格者のうち、4年連続受診をしている被保険者は10.63%
○国保特定健診を受診しない理由として、職場健診の受診、町外医療機関で健診等が一定数存在するため検査結果を把握する必要がある

(3) 特定健康診査結果の状況

○内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の割合が、県と比較(平成28年度比)して該当者が2.9ポイント、予備軍が1.7ポイント高い
○LDLコレステロール(56%)、HbA1c(53%)、収縮期血圧(60%)のリスク保有者の割合が非常に高い

2 特定保健指導の状況

(1) 特定保健指導の実施率

実施率(町): 25.6%(平成28年度法定報告)
実施率(県): 18.0%(平成28年度法定報告)
実施率(国): 26.3%(平成28年度法定報告速報値)
○平成25年度から平成28年度の間で実施率11.4ポイントの低下

(2) 特定保健指導プログラム

○月1回の訪問を基本とする「継続的支援」を実施

(3) 特定保健指導の効果

○検査値の有所見率が低下
(積極的支援 体重: -2.0kg 腹囲: -1.5cm)
○収縮期血圧、中性脂肪等の結果から食事・運動の指導の改善の必要性がある人が多い

(4) 生活習慣病重症化予防対策

○要医療者、要指導者、要経過観察者への対応

3 特定保健指導の実施方法

○内臓脂肪型肥満に着目し、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とし実施
○特定保健指導非該当者へも健診結果の情報提供を実施

第3章 達成しようとする目標

1 目標の設定

平成35年度までに

- 特定健康診査受診率 60%以上
- 特定保健指導実施率 60%以上
- 内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の数を平成20年度比で25%減少

2 取り組みの方向

目標の達成に向けて、更なる受診勧奨の徹底、受診機会の拡充、事業主健診等の結果の活用、医療機関との連携、継続受診の勧奨、周知活動の充実等に取り組む

第4章 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

(第2期からの主な変更点)

○血清クレアチニン(血液検査)が詳細な健診の項目に追加

2 特定保健指導

(第2期からの主な変更点)

- 行動計画の実績評価を保険者判断で3か月経過後に行うことも可能
- 2年連続で積極的支援に該当し、1年目と比較して腹囲と体重が一定程度減少した者を、動機づけ支援相当の保健指導を実施した者と見なすことができる

第5章 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を考慮した対応を行う

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高確法第19条3項に基づき特定健康診査等実施計画を町広報誌、ホームページ等に掲載する

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

- 「個人」「集団」「事業」を構造・過程・事業実施量・結果での評価を行う
- 国保運営協議会において毎年進捗状況を報告し、必要に応じて計画の見直しを行う

第8章 その他

○被用者保険等との連携について、相互の実施状況を考慮して共同実施等の協力を図る